

別表 I <<訪問看護ステーション 利用料金>> 令和 1 年 6 月 1 日

保険種別	介護保険による訪問看護	医療保険による訪問看護
訪問看護を利用できる方	要介護者など介護保険の被保険者で、主治医が訪問看護を必要と認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ① 介護保険の対象でない(非該当)の方等 ② 介護保険の被保険者のうち、厚生労働大臣が特に定めた疾患や症状の方等 ③ 急性増悪等により頻回訪問看護を要する
訪問回数	ケアプランに準ずる	厚生労働大臣が定める疾病等、急性増悪時を除き週 3 回まで
利用料金 (保険適応)	費用の 1~3 割を負担(1 単位=10 円) <要介護> 20 分未満 311 単位/回 30 分未満 467 単位/回 30 分以上 60 分未満 816 単位/回 60 分以上 90 分未満 1,118 単位/回 <要支援> 20 分未満 300 単位/回 30 分未満 448 単位/回 30 分以上 60 分未満 787 単位/回 60 分以上 90 分未満 1,080 単位/回	費用の保険割合分に応じた額を負担(1~3 割) 訪問看護基本療養費 I (1 回 30~90 分) 週 3 日目まで 5,550 円 週 4 日目以降 6,550 円 基本療養費 II (同一建物居住者で同一日複数者) 週 3 日目まで 2,780 円 週 4 日目以降 3,280 円 基本療養費 III (外泊中の訪問看護) 8,500 円 管理療養費 月の初日 7,400 円 2 日目以降 2,980 円
加算 (保険適応) ※別途任意で 契約	早朝・夜間加算 単位数の 25% 深夜加算 単位数の 50% 初回加算(新規利用者) 300 単位 又は退院時共同指導加算 600 単位 緊急時訪問看護加算 574 単位/月 特別管理加算 I 500 単位/月 (在宅悪性腫瘍指導管理/在宅気切指導管理/気管カニューレ使用/留置カテ) 特別管理加算 II 250 単位/月 (在宅指導酸素療法指導管理等を受けている状態、工肛門等を設置、真皮を超える褥瘡、点滴が週に 3 回あるなど) 長時間訪問看護加算 300 単位/回 (特別管理加算 I または II の対象者のみ) ターミナルケア加算 2,000 単位 複数名訪問加算 30 分未満 254 単位/回 30 分以上 402 単位/回 サービス提供体制強化加算 6 単位 中山間地域等への訪問看護提加算 (区分支給限度額の枠内単位数の 5%)	夜間早朝訪問看護加算 2,100 円 深夜訪問看護加算 4,200 円 長時間訪問看護加算(週 1 回) 5,200 円 緊急訪問看護加算 2,650 円 特別管理加算 I 5,000 円/月 (在宅悪性腫瘍指導管理/在宅気切指導管理/気管カニューレ使用/留置カテ) 特別管理加算 II 2,500 円/月 (在宅指導酸素療法指導管理等を受けている状態、人工肛門等を設置、真皮を超える褥瘡、点滴が週に 3 回あるなど) 退院時共同指導加算 8,000 円 (+特別管理加算の対象者の場合は、特別管理指導加算) 2,000 円 退院指導支援加算(退院当日) 6,000 円 24 時間対応制加算 6,400 円/月 難病等複数回訪問加算 2 回/日の場合 4,500 円 3 回/日の場合 8,000 円 訪問看護ターミナルケア療養費 25,000 円 複数名訪問加算(週 1 回) 4,300 円 訪問看護情報提供療養費 1,500 円/月 在宅患者連携指導加算 3,000 円

その他 利用料 (実費) (例)	1 時間 30 分以上を超える場合 3,000 円 (特別管理加算対象者以外の場合) ・死後の処置料 10,000 円	・超過利用料金(90 分を越える訪問看護) 30 分毎……………1,000 円 ・営業日以外の時間内の利用料金 1 回につき ……1,500 円 ・営業日以外の時間内の利用料金 1 回につき……………2,000 円 ・交通費 通常の事業の実地地域以外 1 キロメートル当たり…50 円 ・死後の処置料 10,000 円
キャンセル料(例)	利用者の都合により、当日の利用を中止した場合、キャンセル料として、その一割の額を徴収する。ただし、 用者の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではない。	
その他	サービス提供に必要な費用(介護用品)……………実費	

※各種保険の他、公費負担医療もお取扱いいたします。また、主治医より一時的に頻
 々な訪問看護の必要があるとの指示があった場合は、医療保険での対応となります。